

● ふるさと納税のポイント還元廃止について

「ふるさと納税」は、自分が貢献したいと思う自治体への寄付金のこと、税金の控除とともに各地の特産品がもらえるという、お得で不思議な制度です。

さらに、ふるなびや楽天などのふるさと納税ポータルサイトでは、ポイントまで付与されています。しかし、本来の制度趣旨からずれているとして、2025年9月末をもって、このポイント還元が廃止となります。

ふるさと納税のポイント還元は、2025年9月末まで
ふるさと納税の制度そのものは継続

● インボイスの特例について

消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）が導入されて、およそ2年が経過しました。3年が経過する来年2026年10月1日以降、負担を緩和するために設けられたインボイス特例が、縮小・廃止されることになっています。

免税事業者への支払いについて、一定割合を控除できる特例

免税事業者への支払について、原則としては消費税の仕入税額控除できませんが、（A）2026年9月30日までは消費税相当額の80%、（B）2026年10月1日～2029年9月30日は消費税相当額の50%を仕入税額控除することができます。よって、10%の消費税相当額の内、Aの期間は8%、Bの期間は5%の仕入税額控除することができます。

2026年10月1日以降は税負担が増える（+消費税相当額3%）ので、税込総額の価格交渉など、取引条件の見直しを検討すべきと考えます。

納付税額の「2割特例」

免税事業者が、あえてインボイス登録し、かつ基準期間の課税売上高が1000万円以下の場合、2026年9月30日までは、業種に関わらず課税売上高の2%を納税額とする、2割特例を選択することができます。2026年10月1日以降に開始する事業年度は、原則通り「一般課税」か「簡易課税」により申告納税することになります。

なお、「簡易課税」は、基準期間の課税売上高が5,000万円以下の場合に、業種により課税売上高の1～6%を納税額とする制度で、申告の手間も軽減されます。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
9月	—	
10月	個人住民税納付（第3期）	

（注）法人税・消費税の確定申告期限は、決算日より原則2ヶ月

個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日

源泉所得税の納付期限は、翌月10日（納期特例は上期7月10日、下期1月20日）

住民税納付（普通徴収）については、上記と異なる地域があります。